

都市計画法第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により公告します。

令和8年5月8日

京都市長 松井孝治

1 許可年月日及び許可番号

令和7年8月25日 第5199号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

(伏見西部第五地区土地区画整理事業による仮換地) 第53ブロック和泉2、薬師  
27-328、星柳8-2、星柳39及び星柳41

3 許可を受けた者の住所及び氏名

京都市下京区河原町通五条東入御影堂町5番地

京都建物株式会社

代表取締役 中田 裕二

(都市計画局都市景観部開発指導課)